

随意契約理由書

工事名称：一級河川 安治川（旧淀川）外 安治川水門外自家発電設備改修工事

西大阪治水事務所の所管する安治川水門及び尻無川水門は、台風時等の高潮や津波時に河川の水位上昇あるいは逆流を防止するための防潮水門であり、西大阪地域における洪水対策としての重要な治水施設である。

本工事は、安治川水門及び尻無川水門を稼働させる際の動力源となる自家発電設備の改修工事であり、機器を工場へ持ち帰り行う再整備や機器部品の取替等を実施するものである。

当該設備は、平成9年及び平成11年の設置後、20年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。なかでも、発電機盤等の一部部品が製造中止となっており、これら部品に不具合等が発生すると、修繕に時間を要し、防潮水門としての機能が果たせない恐れがある。そのため、自家発電設備の信頼性を向上と更なる長寿命化を目的とした改修工事が必要となった。

一方、当該設備には、当初設置した業者が独自に開発した技術等を採用し、安治川水門、尻無川水門の機能・構造に合わせた固有の設計が行われているほか、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。

以上のことから、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない。

従って、当初、当該設備を設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社から保守点検・維持管理・修繕等メンテナンス部門を受け継いだ三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部以外にその能力を有するものがない。

以上のことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を徴収せず、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。